

審 査 基 準

基準の名称	県立中央武道館使用料減免基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例	11条－3項	武道館の許可に係る使用料の減免
基 準 の 内 容		
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和63年7月15日徳島県条例第26号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、条例第8条による武道館の許可に係る使用料（以下「使用料」という。）の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料の減免) 第2条 原則として、次の大会は減免措置の対象とする。</p> <p>(1) 全県の児童生徒を対象にした大会等</p>		
減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの。	徳島県高等学校総合体育大会	使用料の全額
	徳島県中学校総合体育大会	
<p>(2) 福祉関係のスポーツ大会等</p>		
減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの。	徳島県障がい者スポーツ大会	使用料の全額
<p>(3) その他</p>		
減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの。	その他知事が認める大会等	知事が認める額
<p>附則 この基準は、公布の日から施行するものとする。</p> <p>この基準は、平成26年1月1日から施行する。</p>		